

志摩市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス事業所指定基準

通所型サービスの人員、設備等基準①

	現行の介護予防通所介護相当のサービス	通所型サービスA
人 員	<ul style="list-style-type: none"> ●管理者（※1） 常勤・専従1以上 ●生活相談員（※2） 専従1以上 ★資格要件 下記に定める基準による ●看護職員 専従1人以上 （定員10人以下の事業所においては看護職員 または介護職員） ●介護職員（※2） 利用者15人まで 専従1以上 利用者15人以上 15人以上1人につき専従0.2以上 ●機能訓練士 1以上 ※1 支障がない場合、ほかの職務、同一敷地内 のほか事業所等の職務に従事可能 ※2 生活相談員・介護職員の1は常勤 	<ul style="list-style-type: none"> ●管理者（※3） 専従1以上 ●生活相談員（※4） 原則不要 ●看護職員（※5） 原則不要 ●従事者 利用者15人まで 専従1以上 利用者15人以上 15人以上につき 必要人数 ※3 支障がない場合、ほかの職務、同一 敷地内のほか事業所等の職務に従事可能 ※4 利用者の相談に応じることのできる体 制が望ましい ※5 体調急変時に、(准)看護師と連携が 図れる体制であること
生活 相談員 資格要件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉士 (2) 社会福祉主事任用資格 (3) 精神保健福祉士 (4) 介護福祉士 (5) 介護支援専門員 (6) その他、保健・医療・福祉について、1年以上の実務経験を有する者 	

通所型サービスの人員、設備等基準②

	現行の介護予防通所介護相当のサービス	通所型サービスA
設 備	<ul style="list-style-type: none"> ● 食堂及び機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ● 静養室、相談室、事務室 ● 消火設備その他非常災害に必要な設備 ● 必要な設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ● 必要な設備・備品
運 営	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別サービス計画の作成 ● 運営規定等の説明、同意 ● 提供拒否の禁止 ● 従事者の清潔保持・健康状態の管理 ● 従事者又は従事者であった者の秘密保持 ● 事故発生時の対応 ● 廃止・休止の届出と便宜の提供 (現行の基準と同様) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じ、個別サービス計画の作成 ● 従事者の清潔保持・健康状態の管理、 ● 従事者又は従事者であった者の秘密保持 ● 事故発生時の対応 ● 廃止・休止の届出と便宜の提供
安全配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険加入の義務 サービス提供時に事故が起こった際の対応として損害保険への加入 	
記録の整備	利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存すること	

通所型サービスの人員、設備等基準③

通所介護等と通所型サービスAを一体的に運営する場合の注意点

○定員について

通所介護及び介護予防通所介護並びに現行の介護予防通所介護相当のサービス(以下「通所介護等」という。)の定員数は、現行どおり一体的に定めることができますが、通所型サービスAはそれとは別に定員を定める必要があります。

○人員、設備等基準の考え方について

通所介護等・通所型サービスAを運営する場合、それぞれの基準により定員数に合わせた人員配置や施設・設備の要件を確保する必要がありますが、一体的に実施する場合は人員・設備の基準について通所介護等と通所型サービスAの利用者をすべて合わせた利用者数で通所介護等の基準要件を満たしていることで通所型サービスA基準要件も満たしているものとします。

例)通所介護等の定員 16人 通所型サービスAの定員4人 合計20人の人員配置

① 一体的に運営する場合 介護職員 専従 2人以上

15人につき専従1名 + (定員合計 - 15人) × 専従0.2人 = 専従2名の配置

② 単独又は併設で運営する場合 介護職員 専従 3.2人以上

通所介護等

15人につき専従1名 + (通所介護等定員 - 15人) × 専従0.2人 = 専従2.2名の配置

通所型サービスA

15人につき専従1名